

令和 8 年度指定障害福祉サービス事業者等指導監査状況一覧　〔担当課　西部総合事務所 県民福祉局 福祉課〕						
項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容
運営 指導	有限会社御車	ふくわうち	令和8年6月30日（火）	共同生活援助	人員配置基準	人員配置基準について令和 8 年 4 月分に関して世話人が基準を満たしていない。また、人員配置体制加算については、令和 8 年 4 月分、5 月分に関して世話人及び生活支援員の勤務時間が足らず、要件を満たしていない。過誤申し立てを行う必要があるものは、対応し、改善報告書に添付すること。 また、今後は基準等を満たす勤務形態とすること。
					人員配置体制加算	
					勤務時間	管理者兼サービス管理責任者の勤務形態の把握ができていないため、事業所ごとに勤務体制を定め、勤怠管理を行うこと。 なお、改善報告書には、勤怠管理が行われていなかった者についてタイムカード等を作成し、改善が分かる書類を添付すること
					個別支援計画	原案が作成されておらず、利用者の同意を得たことがわかる書類が残されておらず、いつ同意を得たものかも分からない。令和 6 年度に実施した指導監査でも同様の指摘を行っているが、改善がみられない計画があった。作成手順を確認し、改善計画書には、作成方法を改めたことが分かる書類を添付すること また、上記が作成されていないものについて、自己点検を行い、過誤申し立て等の手続きを行うこと。
					夜間支援等体制加算	令和 6 年度の文書指摘のうち過誤申し立て等の手続きが、未実施。
					熱中症対策	熱中症についての委員会、研修及び訓練が実施されていないため、実施し、記録すること。 また、実績を改善報告書に添付すること。
					指針	感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針がないため、整備し、指針を改善報告書に添付すること。
					運営規程	運営規程、勤務体制、重要事項説明書等を見やすい場所に取り付けられていない。入口等に掲示または配置し、職員に申し出なくても利用者が閲覧できるようにすること。